

# 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (大規模施設等協力金)

## 申 請 要 項

### 第 1 協力金の概要

#### 1 事業趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、福島県では、まん延防止等重点措置区域の大規模施設に対し、新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条第 9 項に基づく営業時間の短縮の要請（以下、「時短要請」という。）を行いました。

この要請に応じて時短営業にご協力いただき、要件に該当する大規模施設等の事業者の皆さまに、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）」を支給します。

#### 【まん延防止等重点措置の要請内容】

対象区域	いわき市、郡山市、福島市
対象期間	【いわき市】 令和 3 年 8 月 8 日（日）から 9 月 30 日（木）まで
	【郡山市】 令和 3 年 8 月 23 日（月）から 9 月 23 日（木）まで
	【福島市】 令和 3 年 8 月 26 日（木）から 9 月 23 日（木）まで
対象施設	対象区域内の施設で建築物の床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超える特定大規模施設及びイベント関連施設（以下、「要請対象大規模施設」という。）
要請内容	20 時までの時短要請（20 時から翌 5 時までの時間帯の営業自粛） ※イベント開催（映画上映を含む）の場合は 21 時までの時短要請 （21 時から翌 5 時までの時間帯の営業自粛）

#### 2 協力金の対象事業者

建築物の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える次の（1）特定大規模施設を運営する事業者と、建築物の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える（1）、（2）の要請対象大規模施設内で店舗を運営するテナント事業者が対象となります。

（※施設例の詳細及び申請書に記入する申請施設のコードは、「別紙 4 時短要請対象施設一覧（飲食店以外）・施設コード一覧」参照）

(1) 特定大規模施設（特定大規模施設運営事業者及び入居するテナント事業者が対象）

種 類 (1,000 m <sup>2</sup> 超)	施設の例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設（物品販売業）	ショッピングセンター、ホームセンター等（生活必需物資売場を除く）
遊技場（屋内）	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業を営む施設	ネイルサロン・スーパー銭湯等（生活必需サービスを除く）
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

(2) イベント関連施設（入居するテナント事業者のみが対象）

種 類 (1,000 m <sup>2</sup> 超)	施設の例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテルまたは旅館の集会の用に供する部分に限る
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等
遊技場（屋外）	テーマパーク、遊園地
博物館・美術館等	美術館、水族館、記念館等

◎ 要請対象大規模施設の建築物の床面積（1,000 m<sup>2</sup>超）の考え方について

- 原則として複数の建築物の床面積は合算しない。（ただし、百貨店や施設管理者が存在するショッピングモール等は床面積を合算する。）
- 同一敷地内に複数の建築物が存在する場合は、複数の建築物の床面積を合計したものが当該施設の建築物の床面積となる。なお、同一敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合は、床面積を合計しない。
  - 例1** 百貨店について、同一敷地内に1号館と2号館が存在する場合は、床面積を合計する。ただし、建物としての独立性を有する場合（本館と別館に分かれている場合等）は、それぞれを特定大規模施設として申請することができる。
  - 例2** 同一敷地内に立体駐車場がある場合は、当該駐車場の床面積も建築物の床面積に含める。（同一敷地内の屋外駐車場の場合は、建築物の床面積に含めない。）
- 施設に入る生活必需物資販売や生活必需サービス（以下、「生活必需物資販売等」という。）を提供する部分は要請対象外となるが、その場合の要請対象施設の床面積は、要請対象外の部分も含めて床面積に算定する。ただし、要請範囲は生活必需物資販売等以外に限定される。なお、施設の全てのテナントが生活必需物資販売等の事業を営む場合は、当該施設への時短要請は行わないため、協力金の対象外となる。

## 第2 交付要件

本協力金の申請者は、以下の1から8全ての要件を満たしている必要があります。

- 1 まん延防止等重点措置の対象区域内に対象施設が所在し、以下の(1)または(2)に該当する事業者であること。
  - (1) 特定大規模施設運営事業者の場合
    - ア 「第1. 2 協力金の対象事業者 (1) 特定大規模施設」に該当する施設(飲食店を除く)であること。
    - イ 運営する建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える飲食店以外の施設であること。
    - ウ 特定大規模施設の運営により収益を得る事業を営み、当該大規模施設の管理権等(時短営業の決定権限)を有していること。
  - (2) テナント事業者の場合
    - ア 要請対象大規模施設(「第1. 2 協力金の対象事業者(1)及び(2)」を参照)の区画を賃借し、または分譲を受けて出店し、事業を営む店舗等であること。
    - イ 県から時短要請を受けた要請対象大規模施設が時短営業を行ったこと(その施設の一部について、要請対象外である生活必需物資販売等を行うために当該部分のみ時短営業していない場合を含む)に伴い、時短営業を行うこととなったテナント事業者であること。

(入居する大規模施設が時短要請に応じていない場合は、協力金の対象外です。)
    - ウ 飲食店向け時短協力金の対象となっていないこと。
- 2 本来の営業時間に20時(イベント実施日及び映画の上映は21時)を超える営業時間が含まれること。(本来の営業時間が20時以前の場合は、協力金の対象外です。)

なお、県が時短要請した自粛時間を超える営業時間短縮部分(休業含む)は、協力金の算定対象外となります。(5ページ「【短縮された営業時間及び時短率の計算事例】C、D」参照)
- 3 県の時短要請に応じて、20時から翌5時(イベント開催(映画上映を含む)の場合は21時から翌5時)までの間に営業を行っていないこと。
- 4 国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の支給を受けていないこと。
- 5 国及び地方公共団体その他これに類する法人(指定管理方式により施設を運営する法人・団体を含む)ではないこと。
- 6 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団または暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- 7 事業を営むに当たり、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 8 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を行っていること。

### 第3 特定大規模施設運営事業者

#### 1 支給額

特定大規模施設運営事業者向けの協力金には、「(1) 自己利用部分面積に係る協力金」と、該当する事業者に交付される、「(2) テナント事業者等把握管理に係る追加協力金」、「(3) 特定百貨店店舗に係る追加協力金」、「(4) 映画館運営事業者に係る追加協力金」があります。

時短要請に協力した日ごとに1日当たりの交付額を算定し、それを合算した額を支給します。

※計算にあたっては、「別紙2-1 特定大規模施設運営事業者（映画館以外）向け協力金計算シート」を使用してください。（映画館運営事業者の場合は「別紙2-2」を使用）

#### (1) 自己利用部分面積に係る協力金

特定大規模施設が、県からの要請に応じ時短営業を行った場合には、自己利用部分面積に応じた金額を支給します。

##### ア 計算方法

$$\begin{aligned} & \text{○ 1日当たりの支給額（時短営業に協力した日}^{\ast 1}\text{ごとに計算）} \\ & = \text{特定大規模施設の自己利用部分面積}^{\ast 2}\text{に係る単位数}^{\ast 3} \times 20 \text{万円} \times \\ & \quad \text{時短率（時短要請に応じて短縮された営業時間}^{\ast 4}\text{／要請対象日の本来の営業時間）} \end{aligned}$$

※1 「時短営業に協力した日」

「定休日」及び「時短営業していない日（本来の営業時間が20時以前の場合等）」は含みません。

※2 「自己利用部分面積」

特定大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積です。（6ページ「イ」参照）

※3 「単位数」

1,000㎡を1単位として、単位未満は切り捨てます。なお、1,000㎡未満（0㎡を含む）の場合は、1単位となります。

自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位
0㎡以上～2,000㎡未満	1	4,000㎡以上～5,000㎡未満	4
2,000㎡以上～3,000㎡未満	2	5,000㎡以上～6,000㎡未満	5
3,000㎡以上～4,000㎡未満	3	6,000㎡以上～7,000㎡未満	6

※以降は1,000㎡につき1単位ずつ増える。

※4 「短縮された営業時間」

- ・本来の営業時間から、時短営業中の営業時間を引いて計算します。
- ・県からの要請を超える時短営業部分は計算に含めません。閉店時間を 20 時以前とした場合でも、その部分は含まずに 20 時（イベント実施日（映画上映含む）は 21 時）に閉店したものとして計算します。
- ・営業開始時間を遅くしたことにより短縮された営業時間は、「短縮された営業時間」に含めません。
- ・従来から 20 時以前に閉店していた日は、協力金の対象外です。

【短縮された営業時間及び時短率の計算事例】

	本来の営業時間	時短中の営業時間	時短要請に応じて短縮された営業時間	時短率 (時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間)
A	9 時～22 時 (13 時間)	9 時～20 時	2 時間 (22 時 - 20 時)	2 時間/13 時間
B	10 時～21 時 (11 時間)	9 時～20 時	1 時間 (21 時 - 20 時)	1 時間/11 時間
C	10 時～21 時 (11 時間)	10 時～19 時	1 時間 (21 時 - 20 時)	1 時間/11 時間
D	9 時～22 時 (13 時間)	休業	2 時間 (22 時 - 20 時)	2 時間/13 時間
E	10 時～20 時 (10 時間)	8 時～20 時	0 時間 (対象外)	0 (対象外)
F	9 時～20 時 (11 時間)	9 時～18 時	0 時間 (対象外)	0 (対象外)
G	5 時～翌 5 時 (※29 時) (24 時間営業)	5 時～20 時	9 時間 (29 時 - 20 時)	9 時間/24 時間

B：開店時間を早めた部分は計算に含みません。

C：要請より前の時間に閉店した場合でも、その部分は計算に含まず 20 時に閉店したものとして計算します。

D：休業の場合も、要請を超える部分は含まず、20 時に閉店したものとして計算します。

E：本来の営業時間が 20 時を超えない場合は対象外です。

F：本来の営業時間が 20 時を超えず、要請外の時間で時短営業を行った場合は対象外です。

G：24 時間営業の場合は、時短要請時間である 20 時から翌 5 時 (29 時) までの 9 時間が短縮された営業時間になります。

イ 自己利用部分面積の考え方（※別紙3 自己利用部分面積算定シートを使用して算定）

「自己利用部分面積」とは、「特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業を行った部分の面積」です。大規模小売店舗立地法の適用の有無により、取り扱いが異なります。

**(ア) 大規模小売店舗立地法の適用がある施設**

大規模小売店舗立地法に基づく届出を行っている店舗面積（A）から、【控除項目】を除き、【加算項目】を加えた面積です。

$$\text{「自己利用部分面積」} = \text{「届出の店舗面積（A）」} - B - C - D + E + F$$

**【控除項目】**

B	テナント事業者の区画面積
C	特定百貨店店舗（7～8 ページ参照）に賃貸、分譲、分配している区画面積
D	直営の生活必需物資販売等の区画面積

**【加算項目】**

E	施設の屋内にある、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積
F	大規模小売店舗立地法の店舗面積に含まれない面積のうち、運営事業者が直営で一般消費者向け事業の用に供している面積（小売店以外のサービス業や飲食店向け時短協力金の支給を受けていない飲食店業）

**【参考】**

※大規模小売店舗立地法の対象となる店舗

一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積（1,000 m<sup>2</sup>）を超える店舗

※大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積（第2条第1項）

小売業（飲食業を除き、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積

**(イ) 大規模小売店舗立地法の適用がない施設**

特定大規模施設の建築物の床面積（A）から、【控除項目】を除いた面積です。

$$\text{「自己利用部分面積」} = \text{「建築物の面積（A）」} - B - C - D - E$$

**【控除項目】**

B	テナント事業者の区画面積
C	特定百貨店店舗（7～8 ページ参照）に賃貸、分譲、分配している区画面積
D	直営の生活必需物資販売等の区画面積
E	階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等の、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

- (2) テナント事業者等把握管理に係る追加協力金【テナント等が 10 店舗以上の場合】  
「テナント事業者向け協力金の支給対象となる店舗」及び「特定百貨店店舗」の数が、合わせて 10 店舗以上存在する特定大規模施設である場合に限り、追加で支給します。

ア 計算方法

○ 1 日当たりの支給額（時短営業に協力した日ごとに計算）  
＝ 特定大規模施設内で営業する「テナント事業者向け協力金の対象店舗数<sup>※1</sup>＋特定百貨店店舗数(7～8 ページ参照)」 × 2 千円 × 時短率（時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間）

※1 テナント事業者向け協力金の対象店舗数

1 1 ページの「第4 テナント事業者向け協力金」の対象となるテナント店舗数を指します。

- ・1 つの事業所が同一の特定大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合は、複数の店舗と数えることができます。
- ・要請対象期間中にテナント店舗数が増減した場合には、当該期間中において店舗数が最も多かった時点の店舗数を採用してください。
- ・各テナント店舗がこの協力金の要件を満たしていればよく、実際に協力金の申請を行ったかどうかの確認は不要です。
- ・飲食店向け時短協力金の支給対象となるテナント店舗や、本来の閉店時間が 20 時を超えていないテナント店舗、時短営業を行っていないテナント店舗は、テナント事業者向け協力金の対象外となるため、本追加協力金に係る「テナント事業者向け協力金の対象となるテナント店舗数」には含まれません。

例：テナント店舗数 30 店舗のうち、飲食店向け時短協力金の支給対象店舗 10 店舗、本来の閉店時間が 20 時である店舗が 4 店舗、生活必需物資販売等のため 22 時までの営業店舗が 2 店舗の場合、追加協力金の対象となるテナント店舗数は 14 店舗（30 店舗－10 店舗－4 店舗－2 店舗）となります。

(3) 特定百貨店店舗に係る追加協力金【百貨店等】

特定百貨店店舗を有する特定大規模施設（百貨店等）に対し、追加で支給します。  
本追加協力金は、最終的に特定大規模施設営業事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定しています。

### 特定百貨店店舗とは

その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名前で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗

※これに該当する店舗分の追加協力金は、百貨店等の特定大規模施設運営事業者が自己利用面積に係る協力金に含めて手続きを行うため、店舗からの申請はできません。

#### ア 計算方法

$$\begin{aligned} & \text{○ 1日当たりの支給額（時短営業に協力した日ごとに計算）} \\ & = \text{特定大規模施設内で営業する特定百貨店店舗数} \times 2 \text{万円} \times \text{時短率（時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間）} \end{aligned}$$

#### イ 留意事項

百貨店等にテナントとして入居している店舗があり、テナント事業者向け協力金の支給対象となる店舗数及び特定百貨店店舗の数が、合わせて10店舗以上となる場合、当該百貨店等は、「(2)テナント事業者等把握管理に係る追加協力金（7ページ参照）」も支給対象となります。

#### (4) 映画館運営事業者に係る追加協力金【映画館のみ】

特定大規模施設に該当する映画館（施設に入居する1,000㎡超の映画館についても、特定大規模施設運営事業者として申請可）である場合に限り、当該映画館の運営事業者に支給します。

※映画館運営事業者は、「別紙2-2 特定大規模施設運営事業者（映画館）向け協力金計算シート」を使用してください。

#### ア 計算方法

$$\begin{aligned} & \text{○ 1日当たりの支給額（時短営業に協力した日ごとに計算）} \\ & = \text{常設のスクリーン数} \times 2 \text{万円} \times \text{時短上映率（時短要請に応じたことで上映できなくなった映画の回数／本来の上映回数）} \times 2 \text{単位}^{\ast 1} \end{aligned}$$

※1 1単位分は映画館運営事業者分、残りの1単位は映画配給会社分となり、2単位をまとめて映画館運営事業者に支給します。

## 2 提出書類

以下の表に記載されている申請書類を提出してください。

提出方法は、「第5 申請手続き」をご確認ください。

特定大規模施設の種類により、申請できる協力金の種類が異なりますので、よく確認の上、必要書類を提出してください。

複数施設を申請する場合は、1施設ごとに申請書類が必要となりますので、ご注意ください。

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。なお、申請書類は返却しませんので、提出前にコピーをとって保管してください。

申請書類（特定大規模施設運営事業者の方）		
必要書類 (共通)	1	大規模施設等協力金申請書
	2	交付要件・提出書類チェックリスト（別紙1）
	3	本人確認書類の写し（個人事業者のみ） 【例】 ・運転免許証（両面） ・健康保険証（住所が裏面記載の場合は両面） ・マイナンバーカード（おもて面のみ） ・在留カード（両面） 等 ※氏名・住所等が確認できる部分の写しを提出してください。
	4	協力金の振込を希望する口座の写し 口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、口座種別、口座番号、口座名義人カナ表記がわかる部分 （通帳1枚目の見開き部分をコピーしてください。） ※インターネットバンキングを利用の場合は、上記事項が確認できる書類
	5	建築物の床面積の合計が1,000㎡超であることがわかる書類の写し 【例】 ・登記事項証明書（建物） ・売買・賃貸借契約書 ・建築物確認申請 ・大規模小売店舗立地法に基づく届出 等
	6	自己利用部分の時短営業面積が確認できる書類 【例】 協力金の対象として申請する部分を色塗りした平面図（施設（建物）平面図等）等 ※色を塗った部分に「別紙3 自己利用部分面積算定シート」の欄に対応した任意の番号と面積を記入してください。 ※自己利用部分面積が2,000㎡未満の場合は提出不要です。

	7	<p>特定大規模施設運営事業者向け協力金計算シート (別紙2-1)</p> <p>※映画館運営事業者は、映画館用の別紙2-2を提出してください。</p>
	8	<p>自己利用部分面積算定シート(別紙3)</p> <p>※自己利用部分面積が2,000㎡未満の場合は提出不要です。</p>
	9	<p><u>本来の営業時間</u>及び<u>時短営業</u>を行ったことが確認できる書類の写し</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭への掲示物</li> <li>・ホームページ</li> <li>・広く一般に公開しているチラシ 等</li> </ul> <p>※本来の営業時間と時短中の営業時間が確認でき、対外的に周知していることがわかるものを提出してください。</p>
テナント事業者等把握管理等に係る追加協力金が対象の場合	10	<p>以下の内容が確認できる書類の写し</p> <p>○テナント事業者向け協力金の対象となる各店舗(屋号)名及び数が確認できる書類</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗との賃貸借契約書</li> <li>・テナント管理台帳(テナントリスト) 等</li> </ul> <p>○特定百貨店店舗の各店舗(屋号)名及び数が確認できる書類(百貨店等の場合のみ)</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定百貨店店舗との契約書</li> <li>・フロアマップ</li> <li>・店子管理台帳 等</li> </ul> <p>※時短要請中に店舗数の変更があった場合は、期間中で最も多い時期の店舗数の書類を提出してください。</p>
特定百貨店店舗に係る追加協力金が対象の場合		
映画館運営事業者に係る追加協力金が対象の場合	11	<p>常設のスクリーン数がわかる書類の写し</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・映画館の案内、館内マップ、ホームページの写し 等</li> </ul>
	12	<p>時短営業により上映できなくなった映画の回数が確認できる書類の写し</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・映画館運営事業者と映画配給会社の上映に係る契約書 等</li> </ul>

	13	要請対象日に本来上映予定であった映画の回数が確認できる書類の写し 【例】 ・対外的に周知していた上映予定スケジュールのパンフレットやホームページ 等
--	----	--

## 第4 テナント事業者向け協力金

### 1 支給額

要請対象大規模施設にテナント店舗として入居し事業を営むテナント事業者が、時短要請に協力した日ごとに1日当たりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。

なお、特定百貨店店舗（7～8ページ参照）の場合は、百貨店運営事業者が店舗分の追加協力金も含めて申請しますので、本協力金は対象外です。

※「別紙2-3 テナント事業者向け協力金計算シート」を使用してください。

#### (1) 計算方法

○ 1日当たりの支給額（時短営業に協力した日 <sup>※1</sup> ごとに計算） = テナント店舗面積 <sup>※2</sup> に係る単位数 <sup>※3</sup> × 2万円 × 時短率（時短要請に応じて短縮された営業時間 <sup>※4</sup> ／要請対象日の本来の営業時間）
--

※1 「時短営業に協力した日」

「定休日」及び「時短営業していない日（本来の営業時間が20時以前の場合等）」は含みません。

※2 「テナント店舗面積」

「一般消費者向け事業を営むテナント事業者が、契約に基づき要請対象大規模施設から賃貸または分譲された専用の区画面積」を指します。

契約書等に記載されている店舗面積（店舗面積内にバックヤード、作業場、休憩スペース等ある場合はその面積も含む）が対象となります。

なお、店舗とは別に単独で賃借している区画（倉庫、駐車場等）は、テナント店舗面積に含みません。

※3 「単位数」

100㎡を1単位とし、単位未満を切り捨てます。100㎡未満の場合は1単位とします。

店舗面積	単位	店舗面積	単位
200㎡未満	1	400㎡以上～500㎡未満	4
200㎡以上～300㎡未満	2	500㎡以上～600㎡未満	5
300㎡以上～400㎡未満	3	600㎡以上～700㎡未満	6

※以降は100㎡につき1単位ずつ増える。

※4 「短縮された営業時間」

- ・本来の営業時間から、時短営業中の営業時間を引いて計算します。
- ・県からの要請を超える時短営業部分は計算に含めません。閉店時間を20時以前とした場合でも、20時（イベント実施日は21時）として計算します。
- ・営業開始時間を遅くしたことにより短縮された営業時間は、「短縮された営業時間」に含めません。
- ・従来から20時以前に閉店していた日は対象外です。

2 提出書類

以下の表に記載されている申請書類を提出してください。

提出方法は、「第5 申請手続き」をご確認ください。

複数店舗を申請する場合は、1店舗ごとに申請書類が必要となりますので、ご注意ください。

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。なお、申請書類は返却しませんので、提出前にコピーをとって保管してください。

申請書類（テナント事業者の方）	
必要書類	1 大規模施設等協力金申請書
	2 交付要件・提出書類チェックリスト（別紙1）
	本人確認書類の写し（個人事業者のみ） 【例】 ・運転免許証（両面） ・健康保険証（住所が裏面記載の場合は両面） ・マイナンバーカード（おもて面のみ） ・在留カード（両面） 等 ※氏名・住所等が確認できる部分の写しを提出してください。
	4 協力金の振込を希望する口座の写し 口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、口座種別、口座番号、口座名義人カナ表記がわかる部分 （通帳1枚目の見開き部分をコピーしてください。） ※インターネットバンキングを利用の場合は、上記事項が確認できる書類
	5 要請対象大規模施設への入居が確認できる書類の写し 【例】 ・賃貸借契約書 等

6	<p>テナントの店舗面積が確認できる書類の写し</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の平面図 等</li> </ul> <p><u>※要請対象大規模施設に入居している証明として添付した書類に店舗面積の記載がある場合及び面積が200㎡未満の場合は提出不要です。</u></p>
7	<p>テナント事業者向け協力金計算シート (別紙2-3)</p>
8	<p>テナント店舗の<u>本来の営業時間</u>及び<u>時短営業</u>を行ったことが確認できる書類の写し</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭への掲示物</li> <li>・ホームページ</li> <li>・広く一般に公開しているチラシ 等</li> </ul> <p>※本来の営業時間と時短中の営業時間が確認でき、対外的に周知していることがわかるものを提出してください。</p>
9	<p>入居する要請対象大規模施設の<u>本来の営業時間</u>及び<u>時短営業</u>を行ったことが確認できる書類の写し</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭への掲示物</li> <li>・ホームページ</li> <li>・広く一般に公開しているチラシ</li> <li>・時短要請に応じた要請対象大規模施設からの通知文 等</li> </ul>

## 第5 申請手続き

### 1 申請受付期間

令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで

### 2 申請に必要な書類

特定大規模施設運営事業者は本要項第3、テナント事業者は第4を確認ください。

なお、複数の施設(店舗)を申請する場合は、1施設(店舗)ごとに申請書類が必要となりますので、それぞれの施設(店舗)分を作成の上、提出してください。

### 3 申請受付方法

#### ア 郵送の場合

以下の宛先まで郵送で申請してください。

なお、施設(店舗)の所在する市により、担当名が異なりますので、所在する市に対応した宛先を記載してください。

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局

【いわき市所在】 福島県休業協力金事務局 (大規模施設 いわき市担当) 宛

【郡山市所在】 福島県休業協力金事務局 (大規模施設 郡山市担当) 宛

【福島市所在】 福島県休業協力金事務局 (大規模施設 福島市担当) 宛

※同じ市に複数の施設(店舗)を有する場合は、1施設(店舗)ごとに申請書類を全て揃えた上で、同じ封筒に入れて申請してください。

※所在市が異なる複数施設(店舗)【例：いわき市1店舗、郡山市1店舗等】の場合は、郵送の宛先が異なりますので、別々の封筒で、それぞれの施設(店舗)が所在する市の担当宛に郵送をお願いします。

※令和3年11月30日(火)の消印有効

※切手(送料は申請者負担)を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※提出にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。追跡できない方法で郵送された場合の事故等につきましては、責任を負いかねます。

※料金不足で発送された場合は、事務局に届かず返送されますので、発送の際はご注意ください。

※宅急便・宅配便は、郵便局留めで受取ができません。

#### イ 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(大規模施設等協力金)」ページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

#### 4 その他

- (1) 持参による申請受付は行いません。
- (2) 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「福島県大規模施設等協力金(【対象区域市町村名】版)」のページからもダウンロードできます。  
また、別紙4の窓口でも配布しております。

#### 5 ホームページのURL

市町村名	URL
いわき市	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-daikibo-extension.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-daikibo-extension.html</a>
郡山市	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/koriyama-kyoryokukin-daikibo.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/koriyama-kyoryokukin-daikibo.html</a>
福島市	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/fukushima-kyoryokukin-daikibo.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/fukushima-kyoryokukin-daikibo.html</a>

## 第6 交付決定

- 1 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。
- 2 申請書類の審査の結果、協力金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

## 第7 留意事項

- 1 申請で把握した個人情報、協力金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用させていただくほか、福島県個人情報保護条例に基づき、目的外利用ないし第三者提供を行う場合があります。
- 2 本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、協力金の返還、違約金の支払い等を求める場合があります。

## 第8 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口  
(福島県協力金コールセンター)

(電話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで